

平成18年第3回
笠間市議会定例会会議録 第2号

平成18年11月16日 午前10時01分開議

出席議員

議長	55	番	大 関 久 義 君
副議長	14	番	畑 岡 進 君
	1	番	鈴 木 努 君
	2	番	石 田 安 夫 君
	3	番	金 澤 克 彦 君
	4	番	蛭 澤 幸 一 君
	5	番	野 口 圓 君
	6	番	佐 宗 裕 子 君
	7	番	成 田 正 君
	8	番	藤 枝 浩 君
	9	番	鈴 木 裕 士 君
	10	番	村 上 武 君
	11	番	鈴 木 貞 夫 君
	13	番	石 松 俊 雄 君
	15	番	鹿志村 清 一 君
	16	番	海老澤 勝 君
	17	番	萩 原 瑞 子 君
	18	番	飯 田 正 憲 君
	19	番	上 野 龍 一 君
	20	番	川 澄 清 子 君
	21	番	中 澤 猛 君
	22	番	川 崎 幸 助 君
	23	番	上 野 登 君
	24	番	菅 原 毅 君
	25	番	村 田 定 男 君
	26	番	箱 田 信 夫 君
	27	番	阿 内 武 臣 君
	28	番	高 安 勝 美 君
	29	番	宮 本 昇 君

30	番	横 倉	き ん	君
31	番	小 磯	章 一	君
33	番	枝 川	永 男	君
34	番	市 村	博 之	君
35	番	石 田	好 一	君
36	番	野 原	義 昭	君
38	番	杉 山	一 秀	君
39	番	斉 藤	清 英	君
43	番	柴 沼	広	君
44	番	小 蘭	江 一	君
45	番	須 藤	勝 雄	君
46	番	常 井	茂 男	君
48	番	石 崎	勝 三	君
51	番	海 老 澤	勝 男	君
52	番	藤 枝	一 弘	君
53	番	山 口	滋 雄	君

欠 席 議 員

37	番	赤 津	榮之丞	君
47	番	竹 江	浩	君
50	番	常 井	好 美	君

出 席 説 明 者

市 長	長	山 口	伸 樹	君
助 役	役	石 川	和 宏	君
教 育 長	長	飯 島	勇	君
市 長 公 室 長	長	永 井	久	君
総 務 部 長	長	畑 岡	洋	君
市 民 生 活 部 長	長	野 口	直 人	君
保 健 福 祉 部 長	長	加 藤	法 男	君
産 業 経 済 部 長	長	青 木	繁	君
都 市 建 設 部 長	長	澤 嶋	守 夫	君
上 下 水 道 部 長	長	早 乙 女	正 利	君
教 育 次 長	長	塩 田	満 夫	君
福 祉 事 務 所 長	長	保 坂	悦 男	君

行政改革推進室長	仲村	洋君
笠間支所長	寺崎	滋君
岩間支所長	成田	均君
消防長	青木	昭一君
会計課長	郡司	弘君

出席議会事務局職員

事務局長	鈴木	健二
事務局次長	中田	明
次長補佐	柴山	昭
主査	飛田	信一
係長	山田	正巳

議事日程第2号

平成18年11月16日（木曜日）

午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前10時01分開議

開議の宣告

○議長（大関久義君） 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は44名であります。

本日の欠席議員は、14番畑岡 進君、37番赤津榮之照君、47番竹江 浩君、50番常井好美君であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

議事日程の報告

○議長（大関久義君） 日程についてご報告を申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（大関久義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、9番鈴木裕士君、10番村上 武君を指名いたします。

一般質問

○議長（大関久義君） 日程第2、一般質問を行います。

鈴木貞夫君より、一般質問に当たり資料配付の許可の申し出がありましたので、会議規則第150条の規定により許可をいたしております。

通告順に発言を許可いたします。

最初に、11番鈴木貞夫君の発言を許可いたします。

11番鈴木貞夫君。

〔11番 鈴木貞夫君登壇〕

○11番（鈴木貞夫君） 日本共産党の鈴木貞夫であります。

発言通告に従い、一般質問を行いたいと思います。

合併して以来、既に8カ月がたとうとしております。この間、住民の署名運動等、市政に対する市民の関心は一段と高まっているのではないかと推察されます。また、今の時期は、来年度の予算編成の時期でもあり、重要な議会だと認識しております。

以下の点について、一般質問を行いたいと思います。

第1番に、19年度から実施される予定の市民税の一律6%課税問題について、まずお伺いしたいと思います。

18年度は、市民税、国保税、介護保険税と相次ぐ増税は、市民にかつてない負担となってきました。19年度には定率減税が完全に廃止され、さらに世帯への均等割が完全に実施されることになる上に、市民税が一律6%となり、市民への負担増となってくることは明らかであります。

殊に、200万円以下の課税所得の人には3%から6%と倍増する、そのことは、今まで

課税されない人にもかかることにもなり、格差社会をさらに増大させることになることに対し、市はどのような対策を考えているか、まず伺っておきたいと思います。

また、19年度から実施される 200万円以下3%、700万円以下8%、700万円を超える10%とされていた段階が、すべて6%になります。そのことによって、17年度と比較してそれぞれの課税額というのはどのようになるのか知りたいと思います。伺います。

また、この課税による市の税収の総額はどのように変わってくるのか、まずお伺いしておきます。

2番目に、イノシシ、ハクビシン対策についてお伺いいたします。

笠間市内各地で、イノシシやハクビシンの被害は放置できるような段階ではなく、耕地を放棄せざるを得ない地域が今出ているのが現状であります。畑作や田んぼへの被害は地域の活性化を失うものであり、早急の対策が必要と考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

9月議会で、私の質問に対し、ハクビシンの捕獲器の貸し出しをしているとのことでありました。このことは、被害の実態を把握した上での貸し出しなのか、どのぐらい必要なのか調査されているのか、来年度の予算化に当たって来年度はどのぐらいの数量を予定しているのか、お伺いします。

また、これらの対策は広域的に行うことが必要であって、駆除とあわせて、捕獲さく等への補助もあわせて考える必要があるのではないのでしょうか。

市は、地域を疲弊させないためにも、関連する部や課が連携をとって当たるべきではないのでしょうか。以上、伺います。

また、これらの対応策を市民に周知徹底させるということが必要ではないのでしょうか。各地を歩いているときに、例えば捕獲器が貸し出されているということも知らない農家の人も多いということが一つありますから、その辺のことを周知するということが必要だろうと思います。

3番目に、エコフロンティアの監視委員会問題及び安全性について伺います。

かつて監視委員会が発足した当初、委員から「除く、原告団」とされました。ふじみ湖裁判原告団は、この件について水戸法務局に人権救済の申し立てを昨年4月に行っていました。が、その回答が今もってないために、先ほど行われたふじみ湖裁判の当日11月7日に水戸法務局と話し合いを持ちました。

その場で、法務局の担当者は、この笠間の案件については社会的に重大な影響がある問題なので、水戸の法務局では最終的な判断ができない。本庁の人権擁護局長の判断を仰いでおりますと。それで回答がおくれているということでありました。

また、市から、11月2日、原告団に釈明をしたいとの申し入れがありました。11月7日に、市は、原告団との話し合いの中で、「除く、原告団」としたことに対し、今後不適切な表現はしない、迷惑をかけました、撤回したいということでした。だが、ただ、文言を

取り除くのみで、原告が求めてきた人権の回復が何らなされておられません。笠間市民として原告団の人権を認めるならば、委員会の委員の選出をやり直す必要があるのではないのでしょうか。合併して岩間地区、友部地区も加わった現在は、全市的に委員を求めることが必要かとも思います。

また、各処分場内には、ことし7月の大雨が降ったとはいえ、11月現在、今も大量の水が貯留している。浸出水の処理能力に問題があるのではないのでしょうか。

皆さんの手元に配った資料のこの写真ですが、このように深さが1メートル 500から2メートルにも達して、3万立米ぐらいの水がたまっているというのが現状であります。このことは、処分場の安全性と処理能力との問題もあわせ、処分場の安全性が疑われるところであります。

また、焼却施設が10月末から2炉ともとまっております。2週間以上運転を中止してきております。ちょうど始期運転から、また正常運転と言われる時期から1年がたっておりますが、今の段階で2週間以上もとめて改修工事を行うということには、何か問題があるのではないのでしょうか。当初の設計上に安全上の問題があるのではないかと、疑わざるを得ません。

また、この間においても、空気口等の増設等も含めて、何回も改修工事が行われてきたことは確かであります。このことについて、市の方にはどのような報告があり、市としてはその問題についてどのように対処されたかということについてお伺いしておきます。

以上であります。

○議長（大関久義君） 14番畑岡 進君が着席いたしました。

総務部長畑岡 洋君。

○総務部長（畑岡 洋君） 11番鈴木貞夫議員のご質問にお答えをいたします。

市民税の関係でご質問をいただきました。

三位一体の改革の一環といたしまして、平成18年度税制改正におきまして、所得税から住民税へ3兆円の税源を移譲することが決定され、19年度に実施をされます。これは地方分権を推進するためのもので、税源を国から地方へ移すことによりまして、地方自治体が住民に対し適切な行政サービスを提供できるようにするものでございます。

この税源移譲につきましては、所得税と住民税を合わせた税負担は、基本的には変わらないとされておりますが、景気回復のためとされてきました定率減税、個人住民税の7.5%控除があったわけでありましたが、これが廃止されることにより、税の負担増は発生することになります。このことにつきましては、今後、広報を十分にしていまいりたいと考えております。

さて、市民税についてでございますが、6月議会で市税条例の改正で提案をいたしまして、議員からもご質問をいただいたところでございます。

これまで所得税 200万円以下の人は税率が3%であったものが6%、さらに県民税を合

わせますと5%であったものが10%にふえることとなりますが、所得税では逆に税率が10%から5%となるために、この段階では、税負担においてふえるということはありません。ただし、繰り返しになりますが、先ほどもご説明しましたけれども、定率減税の廃止による負担増があるということでございます。

それから、今まで課税されていない人にもかかるということでございますが、これは昨年度の税制改正による年金課税の見直し、特に老年者控除50万円あったわけでありましたが、これが廃止によりまして、65歳以上の人にも課税が強化されたということでございます。このことは、税の公平性を考慮いたしまして、広く国民全般に負担をしてもらうということでございます。老人といえども、所得がある人には課税をするということでございます。したがって、今まで市民税がかかっていなかった人にも市民税がかかると、こういうことになるわけでありまして。

これは税改正によるものでございますから、市としての特別な対策がないということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、二つ目でございますが、所得により税率が違っていたものが、今回の改正により一律6%になるわけでありまして、先ほども説明をいたしましたとおり、所得税から住民税への税源の移譲ですから、市民税はふえるものの、個人の税負担の総額は、所得がふえない限り変わりはありません。

それから、三つ目でございますが、今回の税改正による市の税収の見込みであります。17年度決算と比較をいたしますと、19年度の市民税収入は、概算で10億1,300万円の増になるわけでありまして。これは要因といたしましては、先ほども答弁いたしましたように、所得税の減額分がそのまま市民税の増となるもので、個人の税負担は変わらないと、こういうことでございます。

ちなみに、17年度決算で24億4,700万円あったわけでありまして、今回10億1,300万円の増ということでございますので、19年度は、総額で、概算34億6,000万円となるところでございます。

以上でございます。

○議長（大関久義君） 市長山口伸樹君。

○市長（山口伸樹君） 鈴木（貞）議員のご質問にお答えをいたします。

9月の定例会でもお答えしたとおりでございますが、本年度につきましては、市民からの田んぼや畑への鳥獣の被害届により、有害鳥獣捕獲を延べ70日間にわたり3回実施をいたしました。それにより、イノシシは31頭、カラスは118羽を獲得いたしております。

また、本年度は、11月15日から2月15日まで、イノシシについては3月15日までが狩猟期間となりますので、相当数の捕獲が見込まれると思っております。

なお、17年度狩猟期間において、笠間市の区域内で75頭のイノシシを捕獲しております。

19年度についても、本年度と同様に茨城県猟友会笠間支部に依頼をし、有害鳥獣からの

農作物に対する被害防止対策を行ってまいりたいと考えております。

また、広域的な対策が必要なことから、県より、県内全市町村の有害鳥獣一斉捕獲の実施の依頼がありまして、来年度は、この方針に沿って、依頼団体であります笠間市有害鳥獣捕獲隊に要請してまいりたいと考えております。

また、仮称でございますが、茨城・栃木県境地域鳥獣害防止広域対策協議会が今年度に設立されまして、茨城県と栃木県にまたがる広域的な鳥獣害対策が行われる予定でございます。この協議会への参加を通じて、有害鳥獣の一斉捕獲の実施や鳥獣害防止対策について協議をしてまいりたいと考えております。

○議長（大関久義君） 市民生活部長野口直人君。

○市民生活部長（野口直人君） 鈴木（貞）議員のご質問にお答えいたします。

イノシシ等の被害につきましては、市民から連絡があり、本年度は、3回、有害鳥獣捕獲を実施したところでございます。

ハクビシン等の被害につきましても、3件ほど連絡がございました。ハクビシンは、主に住宅周辺に出没し、また夜間に行動するため、銃による捕獲は困難で、主にわなによる捕獲を行っています。

被害規模については把握しておりませんが、来年度、ハクビシン用のわなを5基購入しまして、使用については狩猟免許が必要でございますので、イノシシやカラスの捕獲とあわせまして、有害鳥獣捕獲隊等に貸し出しをいたしまして、ハクビシンの捕獲を進めたいと考えております。

○議長（大関久義君） 産業経済部長青木 繁君。

○産業経済部長（青木 繁君） 続きまして、③のご質問にお答えいたします。

広域的な駆除対策とあわせ、防護さくへの補助も考えるべきとの質問でございます。

イノシシ等の生態や行動範囲について、正確にはとらえ切れないのが実情でございます。さらなる有害鳥獣類への対策を講じることは、緊急の課題であり、広域的な連携の中での取り組みが不可欠であると考えているところでございます。

そのような中、ことしの8月に、関東農政局の指導のもと、茨城県を通じまして、八溝山系を中心とした栃木県の2市5町、茨城県の3市2町、両県の12市町村において、鳥獣害防止の広域連携について提案をいただき、茂木町において広域対策協議会の設立と加盟についての研究会が開催されました。仮称ではございますが、茨城・栃木県境地域鳥獣害防止対策広域対策協議会が今年度に設置される運びとなり、平成19年度から事業が展開される予定でございます。

この広域対策協議会は、イノシシ等鳥獣類の生態や発生状況等の情報を共有し、効果的、効率的な防止策を講じることを目的としております。

大きな目的である駆除対策につきましては、国の補助事業である鳥獣害広域対策事業を活用し、一斉駆除体制を確立して、実施時期を統一することによって、頭数を抑制したい

と考えております。

一方の対策である防護さくや電気さく、捕獲おりの購入補助等につきましても、この事業の中で検討しているところでございます。

また、対応策の市民への周知徹底ということにつきましても、その重要性も十分に認識しております。被害情報の把握はもちろんのこと、被害防止施設の設置につきましても、行政だけでは限界がございます。広域対策協議会でも、普及啓発のための住民合同研修会や広域連携の理解を深めていただくためのパンフレット作成を計画しております。

笠間市としましても、市民生活部と連携をとりながら市民の皆様への周知を図り、的確な事業実施に反映できるよう努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大関久義君） 市民生活部長野口直人君。

○市民生活部長（野口直人君） 鈴木（貞）議員のご質問にお答えいたします。

エコフロンティアかさま監視委員会の件ですけれども、旧笠間市の監視委員会発足当初に、委員選出する際に不適切な表現をしたことにつきましては、大変ご迷惑をかけ、深くおわびいたします。

エコフロンティアかさま監視委員会は、施設の設置、維持管理が適正にかつ安全に操業されているかを指導監視するため設置されております。このようなことから、ことし委嘱いたしました監視委員につきましては、エコフロンティアかさま監視委員会設置要綱に基づきまして委嘱したものでございます。

今後とも、監視委員会の委員につきましては、設置要綱に基づき適正に選出してまいります。

次に、最終処分場内に処理されずにたまっている雨水の件ですが、ことしは短期間の集中豪雨等によりまして大雨等が多く、現在も処理されず、約3万3,000トンの雨水がたまっております。最終処分場にたまった雨水等につきましては、浸出水処理施設を通して、下水道に1日最大400トンという下水道の排水協定に基づき放流していると聞いております。市としても、適正に処理するように要請しているところでございます。

次に、溶融炉が停止している件ですが、当初から予定されている年1回の法定点検と定期点検があります。今回、1号炉は10月23日から11月15日まで、2号炉につきましては10月26日から11月6日まででございます。点検内容につきましては、受け入れ供給設備、燃焼設備、燃焼ガス冷却設備等と聞いております。

点検につきましては、今後も定期的の実施すると報告受けております。

以上です。

○議長（大関久義君） 11番鈴木貞夫君。

○11番（鈴木貞夫君） まず、第1番に8%の問題ですけれども、要約すると、今の総務部長の答弁は、私が指摘した点については何ら答えていない。私は、200万円以下の人

や 700万円と、ここに3段階挙げたんですけれども、その人たちが、17年度と比べて19年度には幾らになるのか、それを示してほしいということを言ったんですね。

それで、今の回答の中では、個人的な負担は変わらないとおっしゃいましたね。それはあり得ないんです。なぜなら、今までかからなかった人が税金かかるようになっている、それは事実なんです。

さらに、10月27日に国会の中で、尾見財務相がその辺を認めているんですよ。それは、共産党の佐々木憲昭議員が財務金融委員会で質問したことに対してですよ。これを見て私は驚きましたよ。

今、全然変わらないとおっしゃいましたけれども、一例を挙げますと、夫の年金収入が年 225万円、妻の年収が79万 2,000円の高齢者夫婦世帯の場合、01年度、平成13年度に比べて、所得税、住民税の合計額がゼロだったのが、来年度平成19年度には2万 7,600円になるということを財務省が言っているんですよ。ゼロからそれだけになるんですよ。

さらに、同様に、夫の年金収入が 300万円、妻の年収が79万 2,000円の場合は、01年度、平成13年度には 3,600円だった所得税、住民税が、来年度には40倍の14万 1,600円になると、こう答えているんですよ。

私は、今の回答を聞いていて、総額的には市に入ってくる税収の総額は変わらないかもしれないけれども、その中身の中では、所得の低い人たちがどのぐらい負担しているかということも聞いているんですよ。これは重大な問題なんです。

700万円や 1,000万円とか 2,000万円ある人たちは、今までの税率が半分になるわけですね。一律に6%、県民税入れて10%ですから。しかし、所得の低い 200万円以下の人は3%が6%となり、県市民税入れたら5%から10%に倍増するんですよ。

しかも、昨年度に比べて、こういういろいろ配られましたね。これ全部増税です、こういう市から配られたこの内容というのは。今、ここで細かく申しませんけれども。

そのことを考えると、今の部長の答えというのは私は納得できない。どのように負担が不公平かということは、国会での答弁でも明らかであるし、その税率の問題からいっても明らかですから、その辺のことは一言答えてもらいたい。

時間もないから急ぎますけれども、この原告団の問題は、これは重大です。実際には、人権が侵害されたのは委員を選出したときです。そのとき原告団を除いたんだから。それで、今、撤回するならば、その場で原告団も含めた市民から募集して委員を選考すべきです。法務局がなぜ回答を今もって渋っているのか。水戸の法務局の課長は、私たちが行った後で、直ちに本庁の方に電話連絡入れて、早く回答してくれということを行ったそうです。本当に撤回して人権を回復するならば、委員の選出をやりかえなければいけません。

それと、鳥獣の問題は、私は、笠間のこの市町の中でも横の連絡を十分にとって、やはり地域社会が落胆している、疲弊するような措置というのはなくさなきゃいけない。

私は、この間岩間へ行って驚きました。岩間の駅から向こうへ行って 355号、泉という地区ですけれども、355号の西側、355号沿いまでイノシシが既に出ているというんですね。これは重大なことですよ。

ハクビシンも含めて、イノシシ等の荒らす問題を考えていくと、地域の農業、殊に果物等の生産する農家の場合は、重大な深刻な被害を受けているわけですから、その対策というのを、ただ貸し出す問題以上に、真剣に今後取り組むということが必要だろうと思うんですね。先ほど皆さんに配った資料の中にもその辺のことを述べておきました。

今、その辺のことについてちょっと答えてもらいたいと思います。部長の言ったことと、エコフロンティアかさまの監視委員会問題。

○議長（大関久義君） 総務部長畑岡 洋君。

○総務部長（畑岡 洋君） 11番鈴木（貞）議員の再度のご質問にお答えをいたしたいと思います。

ただいま 200万円以下の所得の方を例に出されての国会でのお話をいただいたところがあります。195万円の収入、200万円以下の場合であります。所得に直しますと約 350万円前後の方が該当になるわけですが、それぞれ個別には計算はしておりません。しかし、全体的な中で、今も申されました老人の部分については老人の50万円控除が大きな部分を占めていると思いますし、また個人の 7.5%の控除、この部分が大きくウェートを占めていると思います。そのほかに、非課税といいますか、老年者の段階的に廃止をしていく部分、こういう部分が税に該当して、国会答弁の中での例を示されたのではないかと考えております。ですから、全体的には変わらないということに、考えは変わりはありません。

しかし、段階的に見ると、その控除の額によつての微妙な差があることは事実でございますので、これにつきましては、段階的な部分については後ほど計算をしましてお示しをしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大関久義君） 市長山口伸樹君。

○市長（山口伸樹君） 鈴木（貞）議員の質問に再度お答えを申し上げます。

先ほど部長からも答弁がありました。旧笠間市の監視委員会発足当時に、委員選出に際しまして不適切な表現をしたことについては、私からも深くおわびを申し上げたいと思います。

ただ、現在のエコフロンティアかさま監視委員会設置要綱は、特に問題はないと考えておりますし、これに基づいて選出した委員についても、改選する必要はないと考えております。

それと、イノシシの対策については、行政が何もやっていないわけではございません。真剣に今後とも取り組んでまいります。

○議長（大関久義君） 11番鈴木貞夫君。

○11番（鈴木貞夫君） 私は、行政が何もやってないと言っておりません。横の連絡をとりながら、地道に、被害を調査して、実質的な有害獣対策ということをやってほしいということを行っているわけであります。

今の問題、私は、やはり総務部長の答弁には納得できませんね。市税の中では総額は変わらなくても、その中で、個人負担の分で、所得の低い人がより負担している。この問題は、今後滞納を引き起こすし、きのうの補正予算の中でも徴税という問題が出ました。徴税に費やす費用だってふえざるを得ないという状況になるんじゃないですか。これは市民税、県民税だけの問題じゃなくて、国保や介護保険にも連動していくわけですね。

今、介護保険は3段階ということになっておりますけれども……。

○議長（大関久義君） 鈴木貞夫君、時間が参りました。

○11番（鈴木貞夫君） そのようなことを考えると、そういう弱者に対する対策というのを真剣にとらないと、いたずらに滞納がふえて大変になるということをお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（大関久義君） 鈴木貞夫君の一般質問を終わります。

次に、30番横倉さん君の発言を許可いたします。

30番横倉さん君。

〔30番 横倉さん君登壇〕

○30番（横倉さん君） 30番日本共産党の横倉さんです。

通告に従い、一般質問を行います。

来年度の予算編成について、市長の基本姿勢について伺います。

来年度は、定率減税が全廃になります。また、住民税の改定による増税、それに伴った国保税や介護保険料の負担増が市民の暮らしを圧迫することになります。日本共産党は、政府に対し、今実施されている大增税を直ちに中止すること、また今後実施予定の増税は凍結することを求めています。

住民税の改定による負担増は低所得者に重く、高額所得者には軽い負担となるもので、私は条例に反対を表明しましたが、増税による市民生活に与える影響が大きいのではないかと考えます。市長はどのように認識しているのでしょうか。

合併協議会の資料、新市まちづくり計画によりますと、住民参画の活力ある新市を構築していくため、行政運営に住民の意向を反映し、魅力的な地域社会の造成に努めます。特に、実践されている住民との協働、地域間交流の支援をさらに発展させます、と明記しています。

その観点から、ふるさと友部まつり、金婚式、市民運動会、友部マラソン、七五三などの市民参画の事業は、地域間交流の事業そのものではないでしょうか。支援をし、もっと積極的に行えるようにすべきものと考えます。ところが、このような地域の市民参画の事業をなくしてしまうのは、合併協議会の合意にも反することではないでしょうか。見解を

伺います。

次に、経済振興策について、住宅リフォーム制度の創設について伺います。

住宅の建設はハウスメーカーが多くなり、市内の中小建設業者は、仕事が減り、経営に苦しんでいます。住宅リフォーム助成制度は、市内の中小建設業者が仕事の確保と市民の居住環境の整備に役立つ事業として全国的に注目されています。県内では、古河市を初め、その後旧鹿島郡の全自治体、龍ヶ崎市、常陸太田市、神栖市でも住宅リフォーム制度を創設し、実施しています。この制度は、市民が住宅リフォームを行うとき、市内の業者を使うことを前提に、市が工事費の10%、10万円を限度に助成するというものです。

市民に喜ばれ、市内業者も潤い、市の税収にも貢献する、この制度の創設を求めるものです。見解を伺います。

これまで、旧友部町は、福祉のまちとして独自の施策を実施してきた経緯があります。合併協議会資料では、少子高齢化社会が進展していく中で、次世代育成支援対策や高齢者の生きがい対策を強化するとともに、多様化している住民のニーズに対応する施策の展開を図り、地域の特性を生かして活力をはぐくんでいくものとしています。

特に、友部地区では、医療、福祉施設が整備されており、これらの施設の活用と連携を図ると方向性を示しています。

そこで、高齢者福祉の充実として、高齢者夫婦や独居老人への毎日型の配食サービスの実施が求められています。

また、障害者自立支援法に基づく応益負担を求めることは、社会保障の原則に反すると考えます。障害者の自立に対する市独自の支援策が必要であると考えます。

旧笠間市で行っている福祉バスを全市に広げることを求めるものですが、その見解を伺います。

障害者、高齢者などが、病院への通院が大変困難になっています。市民病院への高齢者、障害者などの通院の送迎をする事業を市としてやる必要があると考えます。この事業は、市民病院への利用者をふやすことにもなり、経営改善にも役立つと考えますが、見解を伺います。

子供たちが学ぶ喜びを身につける教育環境について伺います。

いじめの問題は深刻です。今、子供たちは、競争と序列の中で強いストレスを抱えています。中学生や小学生のいじめを苦にした自殺が続いています。大切な我が子を突然失った母親の心痛はいかばかりかと察するにも余りあります。

このいじめは、一地域で起きた現象ではなく、全国的に起きているのではないのでしょうか。そのことは、笠間市も例外ではないと考えます。いじめがあるとして、児童生徒の生活を観察し、早い対応が求められています。

そこで伺います。

いじめの要因はたくさんあると思いますが、それを克服する最大の教育政策は、児童生

徒が学ぶ喜びを体験できる教育環境の整備が求められているのではないのでしょうか。

文部科学省の調査では、習熟度別指導など学級定員を減らさない少人数指導に比べ、少人数学級の方が効果的であると、圧倒的多数の学校が答えていると報告しています。

笠間市の少人数学級についての見解は、6月定例議会で、人数が少なくなれば少なくなるほどその分きめ細かな指導ができる、しかし、学級の定員は法的に定められているとして、1学級の人数の多い学級に対して、学級数を二つに分けて少人数にして指導できるよう教員の加配措置を行って、市として加配のない学校に対して講師を派遣したいと答弁しています。

私は、いじめがあるとの観点で、教育現場の先生方に対して、加配講師を増員し、応援すべきであると考えます。来年度の予算に、どのような加配講師の増員を予定しているのか、伺います。

次に、友部中、友部二中は、2年生の立志式にかわるものとして、立志の船として、生徒たちの期待や夢を乗せ、合同で北海道での宿泊学習が実施されてきました。合併を機に、立志の船の教育事業を旧笠間、旧岩間の中学校にも広げるべきと考えます。見解を伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（大関久義君） 都市建設部長澤畠守夫君。

○都市建設部長（澤畠守夫君） 横倉議員のご質問のうち、住宅リフォームの助成についてお答えいたします。

住宅リフォームに対しましては、既に、笠間市においては、在宅の高齢者や重度障害者のため住宅設備の改善を行う場合には、リフォーム資金の一部を助成する制度がございます。

議員のご質問は、これら制度に加えて、一般住民が市内の業者を使って住宅のリフォームをした場合にも、限度額を定めて施主に費用の一部を助成するという制度を創設できないかということかと思えます。この制度は、県内の一部自治体で取り入れられているようでございますが、これは地元商工業者の振興や市民の消費拡大といった観点からの制度だと言えるものだと思います。

笠間市においては、現在、補助金等のあり方について総合的に検討しているところでございます。一般の住民の方が行う住宅リフォームは、個々の生活スタイルの変化等により多様なリフォームが実施されているのが現状でございます。本来自助努力によって達成されるべきものとの考えもございます。

こういうことから、現段階においては、補助対象を広げる必要性は薄いものと考えておりますので、よろしくご理解のほどいただきたいと思います。

○議長（大関久義君） 産業経済部長青木 繁君。

○産業経済部長（青木 繁君） 30番横倉議員ご質問のふるさと友部まつりの継続について

てお答えいたします。

今年度のふるさと友部まつりにつきましては、新笠間市になったことから、名称を笠間市ふるさと友部まつりとして、笠間市友部商工会、茨城中央農業協同組合との共催と各種ボランティア団体等により、盛大に実施したところでございます。

祭りの継続要望につきましては、市政懇談会においても強い要望があり、現在、笠間市ふるさと友部まつり実行委員会により、行政中心の祭りから、市民参画の祭りへの移行を目指して調整を進めているところでございます。

今後、実行委員会で、実施場所や規模及び参加団体等の調整を行い、民間主導による地域の活性化や地元産業の振興を図れるよう検討しておりますので、ご理解、ご協力をお願いしたいと思います。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長保坂悦男君。

○福祉事務所長（保坂悦男君） 30番横倉議員のご質問にお答えいたします。

2点についてお答えを申し上げます。

まず、一つに、市独自の障害者支援の取り組みについてのご質問でございますが、障害者自立支援法が本年度4月に施行されました。また、10月からは本格施行になりまして、障害程度区分の認定と新体系サービスの移行がなされているところでございます。

このことから、必須計画でございます本市の障害福祉計画を本年度に作成するため、策定委員会を設けまして、障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現に向けて、市独自の支援策等も含めまして検討していく考えでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

続きまして、二つ目の配食サービスについてのご質問でございます。

現在、笠間市社会福祉協議会において、ボランティアの方々の協力を得ながら、65歳以上のひとり暮らし高齢者に対しまして実施をしているところでございます。

今後におきましても、引き続きボランティアの方々に協力をいただきながら配食サービスを行い、安否確認や健康維持のため実施していく考えでございます。ご理解を賜りたいと思います。

また、介護保険事業の中におきましても、家事援助等のサービス等がございますので、これらを利用いただきながら、それぞれの状態に応じたサービスの提供を行うこととしておりますので、福祉の充実に向け取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長加藤法男君。

○保健福祉部長（加藤法男君） 全市に福祉バスの運行をというご質問でございますけれども、今までに何回かご質問がございました。平成18年の第1回議会定例会における一般質問で川澄議員から、また平成18年第2回定例会においても石松議員から、福祉バスの運行拡大等についての市の考え方についての質問がございました。

それと同じようなお答えになるかと思えますけれども、現在、市バス検討委員会において、多目的に、その運営、拡大、あるいはその方法、財源的にどうするかなど課題を整理し、具体的な内容を関係機関や各課と検討中でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、市立病院への高齢者、障害者の送迎の実施についてのご質問でございますが、同じように、現在、市立病院のあり方について、病院の全体的な内容について検討しているところでございますが、市立病院への高齢者、障害者の送迎の実施については、先ほど申し上げましたように、市バス検討委員会の中で十分検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大関久義君） 教育長飯島 勇君。

○教育長（飯島 勇君） 続きまして、30番横倉きん議員のご質問にお答えいたします。

まず、少人数学級の取り組みについてでございますが、国は、現行の1学級の学級編製の基準人数を40人としてございます。しかし、1学級の人数が35人以上になる複数学級がある場合など、各学校の実態や、それから少人数指導等の目的に応じて、例えば学級を二つに分けて少人数にして指導できるように、県から教員の加配措置がされております。

今年度、本市では、学校規模等からこれらの加配措置のない学校が7校ございました。これら7校につきましては、今年度、県と連携しまして、ティーム・ティーチング等で指導できるための教員を講師として加配措置してまいりました。

来年度におきましても、今年度と同様に、加配措置のない学校につきましては、県との連携を図った上で講師の加配を考えていきたいと考えておりますが、来年度の各学校の学級編制、人数であるとか、県の加配措置の状況をかんがみながら、県との調整の上で実施していくということになります。

続きまして、洋上研修ということでございます。

これまで旧友部町の中学校で実施しておりました洋上研修、いわゆる立志の船自然教室は、市の行事のあり方として総合的に判断した結果、平成19年度より笠間市の事業としては実施しないことといたしました。このことについては、平成19年度笠間市として実施しないということを、7月6日と7日の両日、友部中学校、そして友部第二中学校の保護者会において説明会をしたところでございます。

なお、それぞれの学校が、教育的効果を考えた上で、学校行事として実施するというについては差し支えがないわけでございます。

平成19年度の予算については、今、各学校が、教育目標や育てたい児童生徒像、それから学校、地域の実態等を踏まえて、学校としての自主性を発揮して豊かな学びをつくり出す特色ある教育活動推進のための事業、仮称ですが、特色ある学校づくり事業等を実施する予定でございます。その中で、立志の船自然教室等の計画がある場合には、検討させていただくということにしてございます。

以上でございます。

○議長（大関久義君） 30番横倉きん君。

○30番（横倉きん君） いろいろ答弁をいただきました。

やはり市民の税負担が増大している。行政サービスは、合併の推進に当たっては、サービスは高く、負担は軽くということを盛んに言って合併を推進してきたわけです。そういう中で、今、少子高齢化の中で、それに見合った重点施策として十分に配慮されなければならないと感じています。

きのうの新聞でも、GDP国内総生産では伸びているけれども、消費は減っているわけですよね。庶民の暮らしは大変になっている。そういう中で、市民の暮らしを守るとりて、それが自治体の役目ですから、そういう点では、きちっとこの住宅リフォーム制度も、今、福祉やなんかではそういうのをやっているの一般の住宅については影響が薄いというような答弁をいただきましたが、地域振興という形からすれば、やはり懐をあっためないことには経済がよくなりません。この問題でいろいろやっているところもふえておりますので、十分その辺の調査をしていただいて、ぜひ検討して、できるようにお願いしたいと思えます。

また、障害者の自立支援については、障害が重い人ほど負担が重くなるわけです、1割負担ということで。策定委員会をつくって検討されるということですが、これはどういう人たちがメンバーで、検討され、いつごろ入るのか、その辺を伺います。

あと、配食サービスについてですが、今、ボランティアさんも本当に努力されて、月に何回かはやっております。しかし、毎日型配食サービスというの、これは必要ではないかということで、いろいろ介護保険とのかみ合いもありますが、これも20食、30食、ある程度の数になると、国からとか県かの補助があると思えます。そういう制度を利用して、高齢者の方々に希望されている方もおりますので、ぜひその辺も、これからの検討課題、予算編成に当たっての検討をしていただきたいと思います。

あと、いろいろな行事がなくなるような方向でされていて、旧友部の人たちは、寂しいということも多くの方がそういう声を出しております。今、いろいろ民間主導で実行委員会をつくってそういう行事をこれから進めていくということですが、やはり市としての補助金、補助金の使い方もこれから検討するということですが、その辺の補助について、多くの皆さんの要望がありますので、ぜひその辺の予算の裏づけ、ふるさとまつりなどに対する予算措置はぜひしていただきたいと思います。補助金を検討するということですが、もう一度その辺に対する答弁をお願いしたいことと、障害者の策定について検討するという具体的なものがありましたら、答弁をお願いします。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長保坂悦男君。

○福祉事務所長（保坂悦男君） 30番横倉議員の再度のご質問にお答えをしたいと思います。

まず、障害福祉計画の策定でございますが、これにつきましては、障害者自立支援法に基づきまして、必ず市の方でつくるという義務が課せられておりますので、本年度策定ということで、今、準備をしているところでございまして、既に、策定費用につきましては、その方につきましては委託をして実施しているところでございます。

策定委員会につきましては、今、メンバーを考えているところでございまして、障害者に関する関係者の方、あるいは団体の方、あるいは識見者の方等、幅広く障害者に向けてのメンバーを募って、委嘱、あるいは任命をして策定の委員会を立ち上げていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（大関久義君） 産業経済部長青木 繁君。

○産業経済部長（青木 繁君） 横倉議員さんから再度の質問の中で、ふるさと友部まつりの予算措置、補助ですか、これらを確保してほしいという要望でございます。

ふるさと友部まつり、17回が終了したところでございます。そういう中で、事業費が、一般会計で約 900万円、市費であります。そのほか、商工会でも四、五百万円を確保して実施しているところでございます。

市の 900万円の中身を概算でお話しますと、会場の設営、撤去、これで約 500万円ちょっと出ています。大部分が、その費用で消えているというのが現状でございます。

この祭りは、もともと商工会、それから J A がばらばら実施していたものを町が調整して合同で現在に至っているということをお聞ひしております。ここで、大きな目的としましては、地域の活性化、さらにもう一つは地元産業の振興、そして地域住民間の交流というのが大きなテーマになると感じております。

これらを念頭に置きまして、行政主導から民間主導で対応していくと。こういう中で今後詰めていきますので、その辺の事業のボリュームに合わせた中での支出になるかと思ひますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（大関久義君） 30番横倉きん君。

○30番（横倉きん君） ぜひ住民の要求、市政懇談会や団体の懇談会も行われておりますので、その辺も考慮し、私どももアンケートをとりまして市民の要望をお聞ひしておりますので、ぜひこれからも、住民の暮らしを守るとりでの自治体の役目を遺憾なく發揮していただくよう要望しまして、質問を終わります。

○議長（大関久義君） 横倉きん君の一般質問を終わります。

散会の宣告

○議長（大関久義君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦勞さまでした。

なお、あす17日は午前10時から会議を開きますので、時間厳守の上お集まりください。
よろしく申し上げます。

午前11時02分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 大 関 久 義

署 名 議 員 鈴 木 裕 士

署 名 議 員 村 上 武